

区分	科目名		単位数	担当教員
	平成26年度以降	刑法 I	2	中島 広樹
平成25年度以前	刑法総論	2		
教職	教員の免許状取得のための選択科目			
	教科に関する科目(中学校(社会)): 法律学、政治学			
	教科に関する科目(高等学校(公民)): 法律学(国際法を含む)、政治学(国際政治を含む)			
言語	授業の到達目標及びテーマ			
共通	<p>刑法とは、犯罪と刑罰に関する法律である。ところで、刑という漢字が、実は「刀で人を殺す」という意味を表しているように、刑法には、もともと非情なイメージがつきまとう。他方、古の聖人は、「刑は刑無きを期す」という含蓄のある言葉を残しており、刑が単なる害悪に尽きるものではなく無刑を目指していることを教えている。ここでは、刑法がこのような深い哲理を秘めた社会統制のための道具であることを念頭に置いたうえで、刑法総論に関する基礎的な知識の習得を目標とする。</p>			
専門基礎	授業の概要			
法律一般	<p>授業は、毎回、刑法総論に関する基礎的なレベルのプリントを配布して、それに即しながら、講義形式で進めてゆく。もちろん、プリントの棒読みではない。プリントだけ読んでも初心者には刑法総論を理解してもらうのは難しいので、授業の際にはプリントの余白に書き込むべき情報をさらに口頭もしくは板書あるいは別の配布資料によっておぎなうこととする。また、この授業では、いわゆる法教育における刑法の意義についても取り扱う予定である。</p>			
政治行政	授業計画			
経営法務	<p>第1回: 刑法の基礎(刑法と法教育) 第2回: 刑法の基礎(思想・理論) 第3回: 刑法の基礎(歴史・刑罰論) 第4回: 構成要件(行為論・構成要件論) 第5回: 構成要件(因果関係論) 第6回: 構成要件(不作為犯論) 第7回: 違法性(違法性論) 第8回: 違法性(法令行為・正当業務行為・被害者の承諾・自救行為等) 第9回: 違法性(正当防衛・緊急避難) 第10回: 責任(責任論) 第11回: 責任(責任能力・原因において自由な行為) 第12回: 責任(故意過失・錯誤) 第13回: 未遂(実行の着手・中止犯・不能犯) 第14回: 共犯 第15回: 罪数 定期試験</p>			
スポーツ福祉	<p>【履修上の注意】 六法は必携。授業中は静謐を保つこと。授業内容は適宜変更の可能性がある。</p>			
25年度以前 専門基礎科目	テキスト			
	授業において指示する			
	参考書・参考資料等			
	授業において指示する			
	学生に対する評価			
	原則として定期試験で評価する。			